



新津商工会議所

No.309-1 2012年3月21日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

～日本年金機構からのお知らせ～

年間4回以上支給する賞与の届出にご注意ください！

年4回以上支給する賞与は標準報酬月額の対象となる「報酬」に含まれるため、標準報酬月額を算定する際に加える必要があります。

なお、年3回以下の賞与は標準報酬月額の対象となる「報酬」には含まれないため、「被保険者賞与支払届」の提出が必要です。

報酬として届け出る年4回以上の賞与とは…

給与規定などによって年4回以上支給することが定められているもの

7月1日以前の1年間に4回以上支給されるもの

(7月1日が被保険者報酬月額算定基礎届の基準日であるため)

なお、上記に該当する場合は、年間に支給された賞与額を12で除した額を被保険者報酬月額算定基礎届における各月の報酬額に加え、標準報酬月額を算定します。

資金繰り円滑化相談会

中小企業皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00～)

4月 3日(火)・5月 8日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00～)

4月10日(火)・5月15日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)

新潟市中小企業向け融資(要件緩和)

市では、緊急経済対策として、中小企業向けの融資について、要件を緩和するなどの金融支援を行っています。

期間：平成23年12月1日～平成24年3月31日まで

融資実行分

中小企業資金繰り円滑化借換融資

市制度融資の借り換えのための「中小企業資金繰り円滑化借換融資」では、1企業1回限りの利用制限が撤廃されました。

経営支援特別融資

「経営支援特別融資」では、300万円超から1,000万円以内の融資を受ける際に、企業が県信用保証協会に支払う信用保証料が、現在の50%補助から75%補助に引き上げられました。

問い合わせ先：商業振興課(TEL:025-226-1629)

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティ貸付	4,800万円	運転設備	8年以内 15年以内	1.65%～
教育一般資金貸付	1学生あたり 300万円	教育資金	15年以内	2.55%
経営改善貸付	1,500万円	運転設備	7年以内 10年以内	1.85%

日本政策金融公庫国民生活事業の申込は当所か公庫新潟支店へ(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)

労働保険・社会保険 なんでも個別相談会

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等の問題について専門家が無料で相談に応じます。この機会を是非ご利用ください。

日時：4月12日(木)～4月13日(金) 9:00～16:00

会場：新津商工会議所 3階ホール

相談員：専門相談員

主な相談受付項目

- ・労働保険年度更新申告手続き等
- ・雇用保険、労災保険に関する事
- ・年金、健康保険に関する事
- ・労働基準法に関する事
- ・雇入、解雇、退職、賃金等に関する事
- ・その他(労働、社会保険問題全般)

The FSI Networkがフレッツ光キャンペーンを実施!

当所が提携しているThe FSI Networkでフレッツ光の料金改定がありました。それに伴い、キャンペーン期間中に新規でNTT社が提供する「フレッツ光」とThe FSI Networkのフレッツ光対応コースとのセットでお申し込みいただいたお客様を対象にキャンペーンを実施することとなりました。

主なキャンペーン内容は下記の通りです。

フレッツ光加入3大特典(キャンペーン内容)

- (1) 商品券(最大10,000円)プレゼント
- (2) プロバイダー料金 最大3ヶ月無料(月額2,100円)
- (3) 出張サポート無料

別途、NTT東日本のフレッツ光月額利用料が発生します。

「フレッツ光」とは、「フレッツ 光ライト」、「フレッツ 光ネクスト」および「Bフレッツ」(いずれもインターネット接続サービス)の総称です。お客様にて直接NTT116など、新津商工会議所以外の窓口でお申込になられた場合は、キャンペーン特典の対象となりませんのでご注意ください。

【キャンペーン期間：2012年3月26日～2012年6月30日】

お申込やご不明な点は、新津商工会議所までお問い合わせください。

TEL:0250-22-0121 FAX:0250-25-2332

ワンポイント知識 中小企業関係の主な料率

法令等	項目	料率	適用時期
法人税	中小法人の所得、年800万円以下に対する軽減税率	15%	H23.4.1~H26.3.31
所得税	課税総所得金額 1,949,000円まで	5%	H19.1.1~
市・県民税	課税総所得金額 一律	10%	H19.6.1~
健康保険法	健康保険料 介護保険料	9.90% 1.55%	H24.3~(4月納付分から) H24.3~(4月納付分から)
厚生年金法	厚生年金保険料	16.412%	H23.9(10月納付分)~ H24.8(9月納付分)
国民年金法	国民年金保険料	14,980円	H24.4~H25.3

平成24年度 雇用保険料率(平成24年4月1日~平成25年3月31日)
前年度より引き下げました。

負担者 事業の種類	労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	事業主負担	+ 雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林産 清酒醸造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建築の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

掛金が安く、ロードサービスも付いた 自動車共済

【特色】

自動車共済は全国組織で、事故処理サービスが行き届いています。他社の無事故割引(等級)は継続して適用します。掛金は、他社に比べ割安です。経費の節約に役立ちます。

【お見積いたします】

新規、増車契約または他社満期契約がありましたら、お気軽にご相談ください。すぐにお見積いたします。

車検証のコピーをご用意下さい。



~ 社会保険 ~

「ワンポイント知識」在職老齢年金について

< 60歳台前半の在職老齢年金 >

(1) 内容

60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が、在職中(厚生年金保険の被保険者)の場合は、退職するまで、又は65歳になるまでの間、60歳台前半の在職老齢年金を受けます。

(2) 支給額

次の様に基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金が一部(又は全部)支給停止されます。

基本月額と総報酬月額相当額との合計が28万円以下の場合

支給停止なし。

基本月額と総報酬月額相当額との合計が28万円を超える場合

次の金額が支給停止になります。

基本月額と総報酬月額相当額	支給停止額
基本月額28万円以下 総報酬月額相当額46万円以下	(総報酬月額相当額+基本月額-28万円) × 1/2
基本月額28万円以下 総報酬月額相当額46万円超	(46万円+基本月額-28万円) × 1/2 +(総報酬月額相当額-46万円)
基本月額28万円超 総報酬月額相当額46万円以下	総報酬月額相当額 × 1/2
基本月額28万円超 総報酬月額相当額46万円超	46万円 × 1/2 +(総報酬月額相当額-46万円)

注、基本月額とは、加給年金額を除く老齢厚生年金の月額をいいます。総報酬月額相当額とは、標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額を12で割って得た額との合計額をいいます。

< 65歳からの在職老齢年金 >

(1) 内容

65歳からの老齢厚生年金の受給権者(昭和12年4月1日以前生まれの人を除く)が、在職中の場合は、退職するまでの間、65歳からの在職老齢年金を受けます。

(2) 支給額

次の様に基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金が一部(又は全部)支給停止されます。

基本月額と総報酬月額相当額との合計が46万円以下の場合

支給停止なし。

基本月額と総報酬月額相当額との合計が46万円を超える場合

次の金額が支給停止になります。

基本月額と総報酬月額相当額	支給停止額
基本月額+総報酬月額相当額 46万円超	(基本月額+総報酬月額相当額 -46万円) ÷ 2

注、基本月額とは、加給年金額、経過的加算額、繰下げ支給による加算額を除く老齢厚生年金の月額をいいます。総報酬月額相当額とは、標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額を12で割って得た額との合計額をいいます。